

報告第21号～第24号

令和4年11月24日

専決処分の報告について

鈴 鹿 市

報 告 目 次

報告第 21 号	専決処分の報告について……………	1
報告第 22 号	専決処分の報告について……………	5
報告第 23 号	専決処分の報告について……………	9
報告第 24 号	専決処分の報告について……………	13

報告第 21 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 11 月 24 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

工事請負契約の変更

専 決 処 分 書

工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年11月1日

鈴鹿市長 末 松 則 子

- 1 工 事 名 鈴鹿市立大木中学校校舎増改築工事
- 2 変更後の契約金額 1, 5 3 1, 4 2 5, 5 0 0 円
(変更前の契約金額 1, 5 2 8, 2 3 1, 1 0 0 円)

報告第 2 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので，同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 1 1 月 2 4 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

工事請負契約の変更

専 決 処 分 書

工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年11月2日

鈴鹿市長 末 松 則 子

- 1 工 事 名 天名地区公共施設一体整備外構工事
- 2 変更後の契約金額 139,702,200円
(変更前の契約金額 139,634,000円)

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 1 1 月 2 4 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

損害賠償の額の決定及び和解

專 決 処 分 書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年11月14日

鈴鹿市長 末松 則子

法律上市の義務に属する損害賠償について、次のとおりその額を決定し、及び和解するものとする。

1 損害賠償の額

14,850 円

2 和解の相手方

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

3 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和4年10月19日、寺家五丁目地内の国道23号線において、救急活動のため職員が救急自動車を運転中、交差点に進入する際、右折車線で停止中の相手方車両をその左側から通過しようとしたところ、当該相手方車両の左側サイドミラーに当該救急自動車の右後部赤色灯が接触したもの

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので，同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 1 1 月 2 4 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

損害賠償の額の決定及び和解

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第
 １８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

鈴鹿市長 末松 則子

令和４年１０月２８日、高岡町地内の市道高岡４８７号線において、相手方がその所有する原動機付自転車を運転中、当該市道にあった穴ぼこを通過した際、当該車両の後輪を損傷したもの